

〔積立投資信託〕

項 目	内 容
	投資信託は、ファンドごとに商品内容が異なりますので、お申込みにあたっては「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。 (インターネット取引においては、画面上で電子交付しています)
1. 商品名	投資信託定時定額買付サービス(愛称：しずぎん積立投信)
2. 販売対象	個人のお客さまに限定させていただきます。 (インターネット取引は満 18 歳以上の個人のお客さまに限りです。)
3. 積立期間	積立期間の定めはありません。
4. 申込方法 (1) 取扱ファンド (2) 購入口座 (3) 申込受付 (4) 購入単位 (5) 振替指定日 (6) 積立方法	当行取り扱いのファンドは窓口にお問い合わせいただくか、ホームページ等でご確認ください。 お預け入れについては、「非課税口座」(「NISA」)、「特定口座」、「一般口座」のいずれかをご選択いただけます。 ※「非課税口座」をご選択する場合は、別途要件がございます(詳しくは窓口にお問い合わせいただくか、ホームページ等でご確認ください)。 いつでもお申し込みできます。 窓口取引：初回引落日の 3 週間前までにお申し込みが必要です。 インターネット取引：初回引落日の 3 営業日前までにお申し込みが必要です。 窓口取引：5 千円以上 1 千円単位 インターネット取引：1 千円以上 1 千円単位 振替指定日は毎月 10 日、20 日、末日の中からご希望の日(振替指定日が銀行休業日の場合は翌営業日となります)をお選びください。 ① 指定預金口座から毎月指定された金額を振替指定日に引き落とし、指定の投資信託を自動的に購入します。 ② 年 2 回までご希望の月に一定金額ずつ増額できます。 ③ 毎月の引落金額から購入時手数料等を控除した金額で購入します。 ※窓口取引とインターネット取引では取り扱うファンド、購入口座の選択、取引金額、口数の単位、購入時手数料等は異なる場合があります。インターネット取引の商品内容についてはホームページ等でご確認ください。
5. 受渡方法	投資信託受益権振替決済口座は当行で管理します。
6. 自動引き落しの停止、換金方法	① 自動引き落しの停止 A. 指定預金口座からの引落しによるファンドの購入を中止します。今まで本サービスにより購入したファンド残高はそのまま投資信託受益権振替決済口座として管理します。 B. 次回振替指定日の 3 営業日前までにお手続きください。 ② 換金方法(残高のお引き出し) 換金単位はファンドごとに異なります。毎月の引き落としは継続されます。毎月の引き落としも中止する場合は、上記①によりお手続きください。
7. 手数料 (1) 購入時手数料 (2) 換金手数料 (3) 信託財産留保額 (4) 信託報酬 (5) その他費用	当行取り扱いファンドにおける手数料および料率はファンドごとに異なりますので、各ファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」またはホームページ等でご確認ください。 最大 2.2%(消費税込み) 毎月、購入時にかかる手数料です。購入価額にファンドごとに決められた料率で算出します。 ありません。 最大 0.5% 純資産総額に対して最大 年率 2.42%(消費税込み) ファンドの運用や管理の対価として、信託期間中にかかる費用です。ファンドごとに決められた料率で算出し、信託財産から差し引かれます。 監査報酬、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建て資産の保管等に要する費用 等

項 目	内 容
8. 課税方法	収益分配金(普通分配金)に対して、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)が源泉徴収されます(特定口座、一般口座の場合)。 換金または償還に関する譲渡益に対して、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)が課税されます。 ※地方税は個人のお客さまのみ ※「非課税口座」(「NISA」)の場合は課税されません。
9. インターネットによる投資信託口座開設の受付	18歳以上75歳未満の個人のお客さま インターネットで開設受付する投資信託口座は特定口座となります(一般口座は開設できません)。 ※当行の本支店で投資信託口座を開設済の場合、新たに開設することはできません。 ※「非課税口座」(「NISA」)も同時にお申込みできます。
10. 重要事項について	①投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。 ②投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。 ③元本が保証されている商品ではありません。 ④投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。 ⑤A.「主な投資対象が国内の株式(債券)であるファンドの場合」 組入れた株式(債券)の価格の下落、およびそれら株式(債券)の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。 B.「主な投資対象が株式・債券にわたり、かつ国内・海外の資産に投資するファンドの場合」 組入れた株式(債券)の価格の下落、およびそれら発行者の信用状況の悪化、また為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。 ⑥投資信託は当行がお申込みの取扱いを行い、運用会社が設定・運用を行います。 ※ファンドごとにリスクは異なりますので、詳細は「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」をご覧ください。
11. その他参考となる事項	①当行取り扱いのファンドでは、マル優のお取り扱いはできません。 ②非課税制度の「NISA(成長投資枠)」では毎年上限240万円、「NISA(つみたて投資枠)」(定額定期買付サービスのみ)では毎年上限120万円の投資ができます(当行で取扱う公募株式投資信託が対象となり、成長投資枠、つみたて投資枠それぞれについて別途当行で取扱う対象商品を定めています)。詳しくは窓口にお問い合わせいただくか、ホームページ等でご確認ください。 ③指定預金口座の残高が、振替指定日前日の当行所定時間において振替金額に満たないときは、その月の引き落としおよび購入は行いません。振替指定日の前日までに入金願います。 ④一旦成立した取引は、取り消すことができません(金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません)。 ⑤通帳・証書はなく、取引報告書、取引残高報告書等は郵送または法令に則った電磁的方法による閲覧提供により交付します(取引や残高などをご確認ください)。 ⑥ファンドの決算ごとに運用報告書を郵送または法令に則った電磁的方法による閲覧提供により交付します。 ⑦換金等によりファンドの受益権総口数が一定の口数を下回った場合は、信託期間の途中で信託を終了することがあります。
12. 当行の苦情処理措置および紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 ①全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ②証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005

商号等 株式会社静岡銀行 登録金融機関 東海財務局長(登金)第5号

本社所在地 〒420-8760 静岡市葵区呉服町1丁目10番地

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会